

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 19 日現在

機関番号：32102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K02274

研究課題名(和文)戦後初期、教員身分法制形成に対する日本教職員組合の影響力

研究課題名(英文) Was the Japan Teachers Union able to influence the formation of teacher status legislation in early postwar period?

研究代表者

高木 加奈絵 (Takagi, Kanae)

流通経済大学・法学部・助教

研究者番号：50880978

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：2021年度は広島大学公文書館の史料調査、及び元社会党の中西績介氏へのヒアリングと福岡県教組の史料調査を行いながら、戦後初期日本教職員組合の国会闘争に関する論文をまとめた。調査の過程で、地方単組に1950年代の史料が残されているケースが少ないことがわかってきた。そこで2022年度からは、ヒアリングに注力し、公労協等で執行員をしていた宇都木法男氏から法案闘争の状況をヒアリングするとともに、教育職員免許法にお詳しい浪本勝年元立正大学教授からのレクチャーを受けた。2023年度には研究成果をまとめる形で、日教組内部の教育労働の特殊性に関する議論を、教育公務員特例法制定時の議論をもとに論文を執筆した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

一連の研究により、教育公務員特例法に関する日本教職員組合の闘争が、その後の時代で中心的な闘争手段の一つとなる法案闘争や国会闘争の原型を作るものであったことが確認できた。当初の研究では、教育職員免許法や研修権の闘争も、その後の時代の闘争方式や日教組内の理論形成に寄与したのではないかと考えていたが、こうした闘争よりもむしろ、教育公務員特例法闘争がより、後の時代の闘争を説明する上で重要な事例であることがわかってきたため、研究計画を一部変更し、研究課題を遂行した。

研究成果の概要(英文)：In 2021, I conducted 3 researches about this theme. First, I went Hiroshima University Archives, and saw Morido Tatsuo documents, for research about "Law for the Special Regulations Concerning Educational Public Service Personnel"(LEPS). Second, I conducted an interview survey with Sekisuke Nakanishi, who was JTU's OB and Former member of the House of Representatives. Last, I wrote a paper about JTU's movement for LEPS in diet at 1948. In 2022, I conducted an interview survey with Utsugi Norio and Namimoto Katsutoshi. Utsugi is the person who was an executive committee member of the Public Labor Association, and specialized the bill fight. Namimoto is the person who was specialized about "Educational Personnel Certification Law". In 2023, I wrote a paper summarizing the research results so far.

研究分野：教育行政学

キーワード：教育労働運動 教育公務員特例法 ヒアリング

1. 研究開始当初の背景

近年、教員の働き方や待遇が「ブラック」化していることが問題視され、こうした状況を法定したとして「給特法」の研究が急速に蓄積された(荒井他 2019 など)。しかし今日指摘されている問題は、実は給特法制定以前から存在し、戦後初期に教員身分法制が形成された時期に、すでに日本教職員組合(日教組)によって指摘されていた(高木 2017、高木 2020)。

では、なぜ、戦後初期に日教組が指摘した教員身分法制の問題点が解消できず、問題を抱えたままの法制度が形成されたのか。そもそも日教組は、教員の労働組合であるため、教員の身分・待遇に関しては、戦後一貫して改善を求めてきた。にもかかわらず、問題点を抱えた教員身分法制が戦後初期に成立したのは、日教組の交渉の仕方や、そのルートに問題があった可能性がある。最初期の「戦い」が十分な成果を挙げられなかったのである。

こうした理由から、なぜ戦後初期に日教組が教員身分法制の問題点を解消できず、この状況が現在まで続いているのかを明らかにするためには、戦後初期に日教組が教員身分法制へ影響を与えたのか、与えられなかったとすればそれはなぜか、を解明する必要がある。

申請者は、これまで日教組に関する研究がある意味でタブー視され、行われてこなかったことをずっと疑問に思っていた。教育行政学の大家である宗像誠也が、「教育行政の社会学」の中で、教員組合の研究の必要性を提唱していたにもかかわらず、である。もちろん、宗像の議論は、保革対立軸が明確になっていく時期に書かれた「時代性の制約」があるものかもしれない。しかし、「あの時代はなんだったのか」を考えると、現在の教育行政学を展開していくことはできないのではないかという思いを持っていた。

そこで、日教組の一次史料を用いながら研究を進めている、広田照幸氏の研究プロジェクトに参加させていただきながら、史料の読み方や使い方を勉強させていただいた。

広田氏の研究プロジェクトの中でも、未だ「教育政策と日教組」というテーマは、直接的には取り上げられていない。そのため、教育政策や教育法制への日教組の影響力の研究を進めてみたいと考え、今回のような研究計画を立てた。

2. 研究の目的

本研究は、日教組が所蔵する内部史料を中心的な素材としつつ、行政側の史料、政治家の私人文書、当時の報道記事等も使いながら協議・交渉過程を考察することで、なぜ日教組の意見が、戦後初期の教員身分法制の形成に反映されなかったのかを明らかにすることで、現場教員の意見が法や制度に反映されない構造の一端を解明する。具体的には、次の4つの事項についての考察を行っていく。

日教組結成以前の団体が文部省と締結していた労働協約は、先行研究で戦後初期の教員にとって地位保障制度として機能したと評価されている。しかし、なぜ日教組は、労働協約を締結できなかったのか。

教育職員免許法は、戦前からの教員の身分を変更する可能性をもつ、重要な法であった。この教育職員免許法に対して、日教組は影響力を発揮し得たか。

戦後の教員の職能活動としては、教員研修制度が重要な役割を果たす可能性があった。日教組は研究費を大学教員だけでなく、すべての学校種の教員に支給することを求めていた。では日教組は、「教員研修」制度に対して、影響力を発揮し得たのか。

文部省、教育刷新委員会、日教組には、「教育労働の特殊性」の論理という共通した認識が存在していた。そしてこの論理は、戦後教員身分法制の形成に、大きな影響をもたらす理念であった。ではこの三者が主張した「教育労働の特殊性」の論理には、いかなる相違があったのか。

こうした問いを明らかにすると、図1に示したように、本研究の目的が明らかにできる。「教育労働の特殊性」の論理は、～の課題の根底にある理念の問題である。を明らかにすることで、～での文部省、教育刷新委員会、日教組の主張の違いがより鮮明に明らかになる。

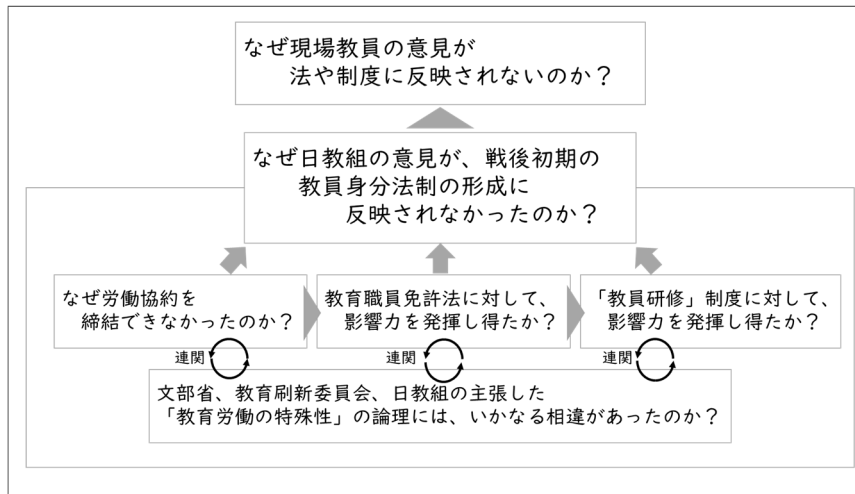


図1 本研究の構造

3. 研究の方法

地方単組の史料調査

広島県教組、福岡県教組、鹿児島県教組の所蔵している一次史料を閲覧し、史料の分布状況を把握した。

公的な文書館に所蔵されている一次史料の調査

国立公文書館、国立教育政策研究所の教育図書館、広島大学公文書館に所蔵されている一次史料を閲覧し、日教組の論理との相違や、日教組が入手していた情報がどこまでであったのかを把握した。

関係者へのヒアリング。

中西績介氏（日教組OB、福岡県教組元委員長、元衆議院議員）、宇都木法男氏（元公労協中央執行委員等）、浪本勝年氏（元立正大学教授）へのヒアリング。

4. 研究成果

当初は上記のような研究計画を立てていたが、研究を進めるにつれ、日本教職員組合の教員身分法制に関する闘争の中心が教育公務員特例法であったことが確認できたため、教育公務員特例法に関する研究に注力した。また、古い資料を持っていると申し出のあった地方単組（広島、福岡、鹿児島）に史料調査に行ったが、1940 50年代の史料を所蔵している地方単組がなかったことも明らかとなった。

こうした単組が所蔵していた史料は、1960年代以降の裁判闘争、特に勤評闘争後の大量処分に関する史料が多く所蔵されていた。こうした地方単組の史料状況を確認し、こうした単組の後の時代の闘争が、教育公務員の労働運動に関する1940年代の権利闘争によるものであることが確認できたため、研究方針を教育公務員特例法闘争に大きくシフトすることとなった。

同時に、関係者からのヒアリングも進めていった。2021年度には、日教組OBで元衆議院議員の中西績介氏へのヒアリングを行ったが、彼の行っていた闘争も、スト権を求める闘争や処分撤回闘争が中心であり、戦後初期の教員身分法制が作られていく段階で教育公務員がスト権を失ったことが、後の時代の闘争にいかに影響を与えたのかを強く認識させられるものであった。

2022年度には、公労協で執行委員を長く勤められ、総評の解体にも関わられた宇都木法男氏へのヒアリングも行った。宇都木氏は、国会での法案闘争に長く従事されていた方であったが、公労協の国会での戦い方の話を伺い、その原型が教育公務員特例法制定時の日教組の手探りで闘争とは異なり、より洗練された形で、国会議員への働きかけや日常的なコミュニケーションへと大きく発展していったことを認識させられた。

さらに、2022年度には、元立正大学教授で、教育職員免許法や教育課程行政に精通している浪本勝年氏へのヒアリングも行った。浪本氏へのヒアリングからは、教育職員免許法については、文部省と日教組が協調する形で立案がすすめられたこと、そうした立案をしなければ、学校現場の教員が不足してしまうという当時の実態があったことが明らかとなった。また、家永教科書裁判での日教組弁護団のお話も伺い、法案闘争のためには、法案に精通している弁護団の協力がなければ詳細な闘争が難しいということもわかった。

こうした理由から、2021年度には教育公務員特例法制定時の日本教職員組合の国会闘争に関する論文を執筆し、2023年度には、この国会闘争の論文をもとにして、日教組内部での教特法に関する議論の状況と誰が/どの派閥が、どういった選考を持っていたのかを明らかにする論文を執筆するに至った。

特に2023年の論文は、これまで明らかにならなかった日教組の内部議論を扱ったことにより、日教組が闘争手段を構築する際にどういった意図を持っていたのか、そうした意図が教育労働の特殊性の論理を文部省のものとは異なる形で発展させようとした様子が明らかになったといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 高木加奈絵	4. 巻 27
2. 論文標題 教育公務員特例法制定時の日本教職員組合の国会闘争	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 倉敷芸術科学大学紀要	6. 最初と最後の頁 59-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 高木加奈絵	4. 巻 23（2）
2. 論文標題 教育公務員特例法の形成過程における日教組の内部議論	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 流経法学	6. 最初と最後の頁 37 - 84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------